

別表第1（第4条関係）

交付対象事業費、補助率及び上限額等

No.	事業名	事業内容	対象者、対象となる経費等	補助率	上限額
1	仮設住宅自治組織形成支援事業	応急仮設住宅において、自治組織等の形成を促し、主体的な互助・共助の取組を推進するため、自治組織等の立ち上げ・活動にかかる経費を補助する。	1 対象事業費 仮設住宅の住民が参加する自治組織等の立ち上げや運営に要する経費（会合開催、勉強会、見守り活動、草刈り、清掃活動などに係る経費） ※自治組織等の運営に係る人件費は対象としない。 2 対象者 応急仮設住宅（建設型・賃貸型）、公営住宅（被災し目的外使用で入居）（以下「公営住宅」という。）の入居者（以下「仮設入居者」という。）が参加する次の自治組織等 （1）応急仮設住宅（建設型）の入居世帯で構成された自治組織 （2）応急仮設住宅（建設型・賃貸型）、公営住宅の入居世帯が所属する既存の自治組織（自治組織の構成世帯のうち仮設入居者が2割以上） （3）応急仮設住宅（賃貸型）、公営住宅の拡散した入居世帯に対し地域リーダー等が呼びかけて形成された自治組織 ※県内の目的外使用として一時入居している公営住宅及び国家公務員宿舎（財務省北陸財務局宿舎）は、本事業において応急仮設住宅と同様の取り扱いとする。 3 交付基準 自治組織等から提出される事業計画のうち、対象事業費に該当すると認められる経費について、下の区分ごとの上限額まで交付する。 （年額） （1）5～50世帯：100千円、51～100世帯：150千円、101世帯以上：200千円 （2）5～50世帯：50千円、51～100世帯：75千円、101世帯以上：100千円 （3）5～9世帯以上が参加するグループ：25千円 10世帯以上が参加するグループ：50千円 4 その他 上記「2 対象者」については、同一世帯の重複算定は認めない。	10/10	(1) 5～50世帯：100千円、51～100世帯：150千円、101世帯以上：200千円 (2) 5～50世帯：50千円、51～100世帯：75千円、101世帯以上：100千円 (3) 5～9世帯以上が参加するグループ：25千円 10世帯以上が参加するグループ：50千円
2	地域防犯灯管理支援事業	被災地域での住民負担の軽減や夜間の安全性の確保を図るため、被災により住民が減少した自治組織が所有・管理する防犯灯・街路灯の電気料金を補助する。	1 対象事業費 被災自治組織が所有・管理する防犯灯・街路灯の電気料金 ※補助対象は、「2 対象者」に定める要件を満たすと町長が認めた月から当該年度末までの電気料金とする。 ※前年度に引き続き、「2 対象者」に定める要件を満たす場合、補助対象は4月から当該年度末までの電気料金とする。 2 対象者 被災により住民が2割以上減少した自治組織（住民票の異動の有無を問わない。）	1/2	1年あたり8千円/灯
3	説明会等託児サービス提供事業	非営利団体が開催する復旧・復興に向けた事業説明会や意見交換会等の際に、子育て世帯が参加しやすい環境を整備するため、開催する者に対して、託児サービス設置に係る費用を補助する。	1 対象事業費 事業説明会や意見交換会、講演会、復興支援イベント、勉強会等を開催する際、託児サービスを提供するために必要な以下の(1)から(4)の経費 （1）臨時託児のための保育士の謝金、旅費 （2）臨時託児場所のための会場使用料 （3）臨時託児サービス提供のための消耗品費（衛生用品、水・軽食等） （4）その他、町長が必要であると認めた経費 ※説明会・イベント等のうち、他の補助金の適用を受けて実施したものについては対象外 2 対象者 下記のいずれにも該当する団体 （1）補助対象となる事業を着実に実施できる事務及び組織体制となっていること。 （2）暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と関係を有している団体でないこと。 （3）営利を目的とした団体でないこと。 3 託児サービスの設置方法 臨時託児サービスを設置する場合は、認可外保育施設指導監督基準（令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知）によること。	10/10	150千円/回
4	応急仮設住宅移転費用支援事業	自己都合によらず、仮設住宅の集約撤去やみなし仮設住宅の継続入居に貸主が不同意の場合に、当該仮設住宅の入居者が他の応急仮設住宅に転居するための費用を補助する。	1 対象事業費 入居者が引越業者等に支払った経費 2 対象者 以下の(1)～(3)のいずれかに該当する者 （1）建設型応急住宅の集約により建設型応急住宅間で移転が必要となった世帯 （2）賃貸型応急住宅の供与期間が延長された世帯で、貸主が継続入居に同意しなかったことにより、別の応急仮設住宅への移転が必要となった世帯 （3）その他、町長が認める者 3 交付基準 1世帯あたり「1 対象事業費」の経費で実際に支出した額と100千円を比較して少ない方の額 4 その他 引越業者等は、貨物自動車運送事業法に基づく許可を受けて貨物自動車運送業務を行う運送業者及び転居に伴い移設が必要となる設備の設置・撤去等を行う事業者とする。	10/10	1世帯あたり100千円
5	住まい再建・民間賃貸住宅入居支援事業	令和6年能登半島地震で住居が被災したことにより、応急的な住まい等の生活を余儀なくされた者が県内の住宅を賃貸する場合には必要となる契約に伴う費用を補助する。	1 対象者 （1）次のいずれかに該当する者 ア 町長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた者 イ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ロ又はハに掲げる世帯として認定されている者 （2）応急仮設住宅（建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅）又は公営住宅目的外使用（以下、「応急仮設住宅等」という。）入居者であり、応急仮設住宅等の供与期間内（応急仮設住宅等の供与期間が延長された場合はその期間内）に当該住宅を退去した者（ただし、応急仮設住宅等に二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている等の要件により入居した場合で、当該事象が復旧した者及び被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で当該認定が解除された者を除く。） （3）その他、町長が認める者 2 交付基準 上記対象者が県内の住宅を賃貸する場合に必要となる契約に伴う費用に対して、1世帯あたり1回限り補助する。 ※申請については、住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日までに行うものとするとし、入居の日が本要綱の施行前である場合には、施行日から6月を経過した日までとする。ただし、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、上記の申請期限を延長することができるものとする。	定額	1世帯あたり200千円
6	住まい再建・公営住宅入居支援事業	住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の公営住宅に入居する際に必要となる費用を補助する。	1 対象者 次の(1)から(3)のいずれかの要件を満たす者で、かつ、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）及び石川県被災者生活再建支援補助金交付要綱に基づく加算支給金を受給していない者とする。 （1）次のいずれかに該当する者 ア 町長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた者 イ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ロ又はハに掲げる世帯として認定されている者 （2）応急仮設住宅（建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅）又は公営住宅目的外使用（以下、「応急仮設住宅等」という。）入居者であり、応急仮設住宅等の供与期間内（応急仮設住宅等の供与期間が延長された場合はその期間内）に当該住宅を退去した者（ただし、応急仮設住宅等に二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている等の要件により入居した場合で、当該事象が復旧した者及び被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で当該認定が解除された者を除く） （3）その他、町長が認める者 2 交付基準 上記対象者が県内の公営住宅に入居する場合に必要となる費用に対して、1世帯あたり1回限り補助する。 ※申請については、住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日までに行うものとするとし、入居の日が本要綱の施行前である場合には、施行日から6月を経過した日までとする。ただし、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、上記の申請期限を延長することができるものとする。	定額	1世帯あたり100千円

No.	事業名	事業内容	対象者、対象となる経費等	補助率	上限額								
7	住まい再建・転居費用支援事業	住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の住まいに住み替える場合の転居に要する費用を補助する。	1 対象者 次の(1)から(3)のいずれかに該当する者が転居(第2条第7号に規定)した場合 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 町長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた者 イ 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ロ又はハに掲げる世帯として認定されている者 (2) 応急仮設住宅(建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅)又は公営住宅目的外使用(以下、「応急仮設住宅等」という)入居者であり、応急仮設住宅等の供与期間内(応急仮設住宅等の供与期間が延長された場合はその期間内)に当該住宅を退去した者(ただし、応急仮設住宅等に二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている等の要件により入居した場合で、当該事象が復旧した者及び被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で当該認定が解除された者を除く) (3) その他、町長が認める者 2 交付基準 上記対象者が、次の(1)又は(2)の要件に該当する場合に、区分ごとに1世帯あたり1回限り補助する。ただし、罹災証明を受けた複数の世帯が同一の住宅に入居する場合は、一つの世帯とみなす。 (1) 賃貸型仮設住宅や公営住宅から建設型仮設住宅への転居 (2) 応急的な住まいから県内で新築・購入・補修する住宅又は賃貸住宅もしくは公営住宅への転居 ※申請については、住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日までに行うものとするとし、入居の日が本要綱の施行前である場合には、施行日から6月を経過した日までとする。ただし、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、上記の申請期限を延長することができるものとする。	定額	1世帯あたり100千円 (左欄の「2交付の基準」の区分ごとに1回限り)								
8	被災宅地復旧支援事業	地割れ陥没・擁壁転倒など、地震によって大きな変状が生じた宅地について、被災前と同様な地盤への原形復旧や、液状化防止のための地盤改良工事などに要する経費の一部を補助する。	※別に定める「志賀町被災宅地等復旧支援事業補助金交付要綱(令和6年志賀町告示第107号)」による。	-	-								
9	土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業	1 住宅移転費支援事業 土砂災害特別警戒区域内において、家屋被害で再建が必要となった方に対し早期再建と負担軽減を図るため、住宅の移転・建替に要する経費の一部を補助する。 2 住宅補強費支援事業 土砂災害特別警戒区域内において、家屋被害で再建が必要となった方に対し早期再建と負担軽減を図るため、住宅の現地建替に要する経費の一部を補助する。	1 対象事業費 土砂災害警戒区域以外への移転に要する次に掲げる経費 <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費</th> <th>経費の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅除却費等</td> <td>危険住宅の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費(がけ地近接等危険住宅移転事業を利用する場合は、その補助額を除く。)</td> </tr> <tr> <td>移転経費</td> <td>移転に要する経費で右に定めるもの 建設又は購入に附帯して要する経費 賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃借料(1年間)</td> </tr> <tr> <td>住宅の建設・購入費等</td> <td>住宅の建設若しくは購入又は空き家等の改修に要する経費 新たに住宅の建設又は購入に要する経費 移転先の土地購入に要する経費 空き家等の改修に要する経費</td> </tr> </tbody> </table> 2 事業対象区域(土砂災害特別警戒区域等) 以下の(1)及び(2)の土砂災害特別警戒区域等 (1) 土砂災害防止法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 (2) 土砂災害防止法第4条第2項の規定により各市町長に通知した基礎調査の結果に基づく土砂災害特別警戒区域 3 支援対象者 土砂災害特別警戒区域内の自己用住宅に区域指定前から居住し、令和6年能登半島地震による被災者生活再建支援制度の対象となる被災者。ただし、相続による取得など、取得時に土砂災害特別警戒区域であったことを知りえない特別な事情がある者は対象とする。 4 事業の要件 (1) 被災住宅を除却すること。 (2) 住宅の居住者が土砂災害警戒区域外に移転すること。 (3) 移転先が石川県内であること。 (4) 除却後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと。 5 その他 被災住宅の市町と移転先の市町が異なる場合は、原則、移転先の市町で補助金申請等の手続きを実施すること(移転先の市町で補助金申請等の手続きが実施できない場合は、移転元の市町で実施すること。)	経費	経費の内容	住宅除却費等	危険住宅の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費(がけ地近接等危険住宅移転事業を利用する場合は、その補助額を除く。)	移転経費	移転に要する経費で右に定めるもの 建設又は購入に附帯して要する経費 賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃借料(1年間)	住宅の建設・購入費等	住宅の建設若しくは購入又は空き家等の改修に要する経費 新たに住宅の建設又は購入に要する経費 移転先の土地購入に要する経費 空き家等の改修に要する経費	10/10	3,000千円/件
経費	経費の内容												
住宅除却費等	危険住宅の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費(がけ地近接等危険住宅移転事業を利用する場合は、その補助額を除く。)												
移転経費	移転に要する経費で右に定めるもの 建設又は購入に附帯して要する経費 賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃借料(1年間)												
住宅の建設・購入費等	住宅の建設若しくは購入又は空き家等の改修に要する経費 新たに住宅の建設又は購入に要する経費 移転先の土地購入に要する経費 空き家等の改修に要する経費												
			1 対象事業費 現地(土砂災害特別警戒区域内)での建替(部分建替を含む)時に必要となる次に掲げる経費 (1) 工事費用: 建築基準法に規定された住宅補強工事に要する費用 (2) 設計費用: 住宅補強工事のための設計に要する費用 2 事業対象区域(土砂災害特別警戒区域) 土砂災害防止法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 3 支援対象者 土砂災害特別警戒区域内の自己用住宅に区域指定前から居住し、令和6年能登半島地震による被災者生活再建支援制度の対象となる被災者で移転が困難な者。ただし、相続による取得など、取得時に土砂災害特別警戒区域であったことを知りえない特別な事情がある者は対象とする。 4 事業の要件 (1) 被災住宅の存する敷地でやむを得ず建替(部分建替を含む)を実施すること。 (2) 建替に係る住宅又は住宅の部分が、建築基準法施行令第80条の3の規定が適用される区域に存することにより、当該住宅又は住宅の部分の住宅補強工事を実施すること。	1/2	1,500千円/件								
10	地域コミュニティ施設等再建支援事業	被災した地域・集落の地域コミュニティを維持するために復旧が必要と町長が認定する施設等(集会所、神社など)の再建に要する経費の一部を補助する。	※別に定める「令和6年能登半島地震にかかる志賀町地域コミュニティ施設等再建支援事業費補助金交付要綱(令和6年志賀町告示第112号)」による。	-	-								
11	地域水道施設復旧事業	日常生活において安定した水道水の提供を早急に受けられるようにするため、被災した地域住民が管理する水道施設(専用水道は除く。この表において、「地域水道施設」という。)の災害復旧事業に要する経費の一部を補助する。	1 対象事業費 公営水道の給水区域外で、10人以上の住民に給水する地域水道施設の取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、給水施設(配水管から分岐して最初の止水栓までの部分であって、配水施設等と水圧管理上一体的な関係にあるものに限る。)等を原形復旧するために要する経費 2 対象者 地域水道施設を管理する町内会、組合、団体等 3 その他 別の補助金、寄付金その他の収入がある場合は、その額を対象事業費から控除する。	2/3	-								

No.	事業名	事業内容	対象者、対象となる経費等	補助率	上限額
12	私道復旧事業	被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費を補助する。	1 対象事業費 主として地域住民の日常生活に利用されるもので、次の要件のすべてを満たす私道（民有地）の復旧工事に要する経費（調査、設計費を含む。） (1) 一般交通の用に供しているものであること。 (2) 公道（道路法上の道路等）に接続するものであること。 (3) 幅員が概ね1.8m以上あること。 (4) 所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいるものであること。 (5) 集落等で維持管理しているものであること。 2 対象者 上記私道を管理する自治会又は集落等 3 その他 (1) 復旧工事は原形復旧を原則とする。 (2) 2戸以上の住宅が利用する部分を対象範囲とする。 (3) 別の補助金、寄付金その他の収入がある場合は、その額を対象事業費から控除する。 (4) 対象となる私道の公簿上の地目は問わない。	2/3	12,000千円/件
13	共同墓地復旧支援事業	集落共有の墓地において、通路部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を補助する。	1 対象施設 集落共有の墓地 ※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外 2 対象事業費 対象施設の復旧に係る以下の経費 (1) 共有部分（通路、外構、水道設備、建築物等）の復旧工事 (2) 共有部分又は他所有者の区画に倒壊した墓石の移設工事 3 対象者 上記施設を管理する集落又は自治会等	1/2	12,000千円/件
14	商店街等街路灯管理支援事業	被災した商店街等が所有する街路灯・防犯灯の電気料について、事業者の移転、休業及び廃業の増加により、残る事業者の負担が増大し、支払が困難となった場合、地域住民の安全・安心を担保するため、その経費の一部を補助する。	1 対象事業費 被災商店街等の管理団体が所有する街路灯・防犯灯の電気料金 2 対象者 事業者の移転、休業及び廃業等により、事業者数が被災前より2割以上減少した商店街や管理組合のうち、電気料の一部又は全部を負担するもの。	1/2	1年あたり8千円/灯
15	住宅耐震化促進事業	被災前よりも地震に強い住宅に再建するため、住宅所有者が実施する耐震改修や傾斜修復などに要する経費を補助する。	※別に定める「志賀町被災住宅耐震化促進事業補助金交付要綱（令和6年志賀町告示第106号）」による。	-	-